

災害時における電動車両等による給電支援に関する
協定書

高知県

高知トヨタ自動車株式会社

高知トヨペット株式会社

トヨタカローラ高知株式会社

ネットトヨタ高知株式会社

ネットトヨタ南国株式会社

令和3年3月16日

災害時における電動車両等による給電支援に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県内トヨタ販売店（高知トヨタ自動車株式会社、高知トヨペット株式会社、トヨタカローラ高知株式会社、ネットトヨタ高知株式会社、ネットトヨタ南国株式会社（以下「乙」という。））は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、かつ災害救助法が適用になる可能性がある場合（以下「災害時」という。）に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙が保有する電動車両等による避難所等への給電支援について必要な事項を定める。加えて、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が避難所等への給電支援のために派遣する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）ハイブリッド車（プラグインハイブリッド含む）
- （2）電気自動車
- （3）燃料電池自動車
- （4）その他自動車からの外部給電に必要な機器

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等による給電支援が必要と判断する場合、乙に対し電話等により要請内容を連絡し、連絡を受けた乙は、派遣可能な電動車両等を確認し、調整の上、甲に結果を連絡する。

- 2 甲は、乙に対し書面（様式1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、協力するよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関して、可能な限り確保に努めるものとする。

（電動車両等の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、原則乙の営業時間内において電動車両等を避難所等へ派遣するものとする。

（派遣期間）

第5条 電動車両等の派遣期間は、1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、電動車両等を派遣した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに

書面（様式2号）を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が行った電動車両等の派遣期間中における燃料費及び消耗品費については、甲が負担するものとし、その他の経費が発生した場合は、原則乙が負担するものとする。

2 前項の諸経費は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 電動車両等の派遣期間中に生じた事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。派遣中の車両自体に関する損害に関しても帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

（自動車保険の扱い）

第9条 乙は電動車両等の派遣にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意自動車保険に加入するものとし、派遣期間中に事故が発生した場合は、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。また保険の適用を受けられない事故については、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

2 保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、故意または重大過失によって保険の適用が受けられなくなった場合は、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

（費用の支払い）

第10条 当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（電動車両等の情報提供）

第12条 乙は、甲から求められた場合、乙が保有する災害時に給電支援が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

（訓練）

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月16日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県内トヨタ販売店

高知県高知市北御座3番39号

高知トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

高知県高知市北久保2番26号

高知トヨペット株式会社

代表取締役社長

高知県高知市一宮南町1丁目9番10号

トヨタカローラ高知株式会社

代表取締役社長

高知県高知市札幌3番23号

ネットヨタ高知株式会社

代表取締役社長

高知県高知市南川添4番28号

ネットヨタ南国株式会社

代表取締役社長